

2015 年 12 月 10 日

お客様各位

東北労働金庫

法人に係る利子割（住民税）の廃止に関するお知らせ

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年（2016 年）1 月から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されます。

法人（人格のない社団等を含みます）のお客様につきましては、2016 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息等から地方税の特別徴収を行いませんので、確定申告の際にはご注意くださいませうようお願いいたします。

なお、個人のお客様については変更ございません。

記

1. 法人利子割廃止日

2016 年 1 月 1 日（祝・金）

2. 税率

	2016 年 1 月 1 日以降	2015 年 12 月 31 日以前
所得税（国税）	15.315%	15.315%
住民税（地方税）	0%	5%

- ・ 上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までは、復興特別所得税が課され、源泉徴収いたします。
- ・ 2016 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息等から地方税の特別徴収を行いません。なお、利息計算期間が法人利子割廃止日（2016 年 1 月 1 日）をまたぐ場合でも、分かれ計算はいたしません。
- ・ 定期預金についても、2016 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息より地方税を徴収いたしません。ただし、満期日が 2015 年 12 月 31 日以前である定期預金について 2016 年 1 月 1 日以降にご解約した場合、満期日までのお利息は地方税の徴収対象となりますのでご注意ください。
- ・ この内容は、2015 年 11 月 1 日現在の情報をもとに作成しており、今後の税制改正等により、内容が変更される場合があります。最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認ください。

以上